

平成28年12月14日に総務生活委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

● 指定金融機関の見直しについて ●

～内容～

市指定金融機関の見直しについて、調査するもの

～質疑～

問：県内の市の指定金融機関の状況はどうか。
答：県内15市の指定金融機関の状況は、12市が中国銀行、高梁市がトマト銀行、新見市が中国銀行と備北信用金庫の交代制、真庭市が真庭農協となっている。
問：指定金融機関が変更となる場合、デメリットはあるか。
答：いずれの金融機関でも、金融機関としての能力面でのデメリットはない。
問：指定金融機関の選定にあたっての諸条件はどうか。
答：最低限の条件として、平日の9時から15時までは、窓口の常時開設を求めている。詳細の選定基準については、選定委員会で諸条件を詰めていくようになる。